

第 1 章 計画の策定方針

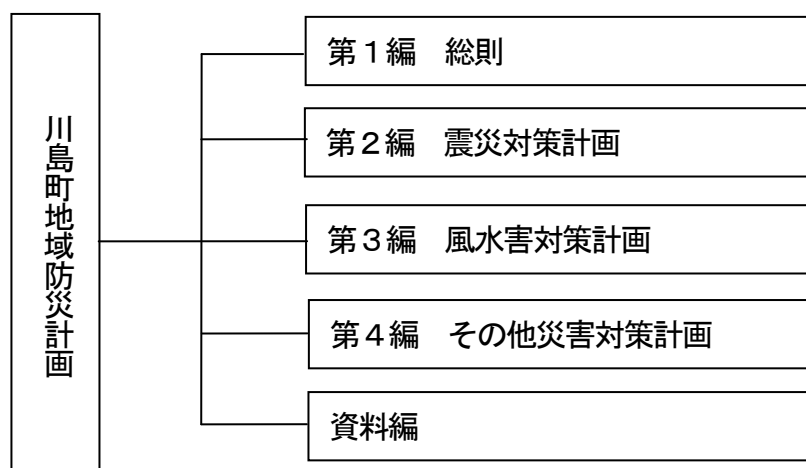
第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、川島町の地域にかかる災害について、町民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、下記に掲げる必要な事項を定めるものとする。

- 1 町、川越地区消防組合、指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防計画
- 3 災害応急対策に関する計画
 - (1) 防災組織に関する計画
 - (2) 情報の収集及び伝達に関する計画
 - (3) 災害に関する予報又は警報の発令及び伝達に関する計画
 - (4) 災害防除に関する計画
 - (5) 被災者の救助保護に関する計画
 - (6) その他の計画
- 4 災害の復旧に関する計画
- 5 その他必要と認める計画

第 2 節 計画の構成

この計画は、本町における災害に対処する防災活動の指針として策定するものであり、計画の構成は次のとおりとする。



第3節 計画の運用

第1 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正し、計画の効率的な運用を促し、災害対策の万全を期する。

第2 他計画との関係

1 埼玉県地域防災計画との関係

この計画は、本町の地域に係わる災害対策に関する基本的かつ総合的な性格を有するものであり、埼玉県地域防災計画と整合を図るものとする。

2 災害救助法との関係

この計画は、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づき知事が実施する救助のうち、同法第30条の規定に基づき町長に委任された場合又は同法が適用されない場合の救助に関する計画を包括するものである。

第3 計画の習熟及び周知徹底

各防災関係機関は、この計画の趣旨を尊重し、平常時より防災に関する調査研究、各関係機関との連携及び教育訓練を実施して、この計画の習熟に努めるとともに、広く町民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努めるものとする。

さらに、町は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるために、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備を図る必要がある。

第 2 章 防災関係機関の役割

第 1 節 川島町防災会議

川島町防災会議は、災害対策基本法第 16 条及び川島町防災会議条例に基づき設置され、任務及び組織については、次のとおりとする。

1 任 務

- (1) 川島町地域防災計画を作成及び修正し、その実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務を処理すること。

2 組 織

- (1) 川島町防災会議は、川島町長を会長とし、各防災関係機関の長又は職員及び自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の内から町長が任命する者をもって組織する。
- (2) 防災会議の庶務は、総務課がこれにあたる。

委員の別	区 分	機 関 名
1 号 委 員	指定地方行政機関	国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所 農林水産省関東農政局 熊谷地方気象台
2 号 委 員	県の機関	川越比企地域振興センター 東松山県土整備事務所 東松山農林振興センター 東松山保健所
3 号 委 員	警察の機関	東松山警察署
4 号 委 員	町の機関	川島町
5 号 委 員	教育委員会の機関	川島町教育委員会
6 号 委 員	消防の機関	川越地区消防局 川島町消防団
7 号 委 員	指定公共機関又は 指定地方公共機関	日本郵便（株）川島郵便局 埼玉中央農業協同組合 東京電力（株）川越支社 （株）NTT東日本一埼玉 武州ガス（株） 社団法人比企医師会 川島町土地改良区 社団法人埼玉県トラック協会 小川・松山支部 川島町建設業協会 本田航空（株）

3 災害対策基本法のうち川島町防災会議に関する規定

- (1) 川島町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。(第16条第1項及び第42条第1項)
- (2) 関係機関の長等に対し協力を求めること。(第21条)
- (3) 埼玉県防災会議が行う勧告又は指示の対象となること。(第22条第2項)
- (4) 川島町長が災害対策本部を設置する場合に意見を求められること。(第23条第1項)
- (5) 川島町災害対策本部と緊密な連絡をとること。(第23条第4項)
- (6) 川島町地域防災計画を作成し、又は修正したときは、知事に報告し、その要旨を公表すること。(第42条第3項)

第2節 防災関係機関の業務大綱

防災に対し、本町、川越地区消防組合、指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱はおおむね次のとおりである。

第1 川島町

1 災害予防

- (1) 防災に関する組織の整備に関すること。
- (2) 防災に関する教育の実施に関すること。
- (3) 防災に関する訓練の実施に関すること。
- (4) 防災に関する物資・資材の備蓄、施設・設備等の整備及び点検に関すること。
- (5) 公共的団体及び住民の自主防災組織の指導育成に関すること。
- (6) その他災害が発生した場合における、災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。

2 災害応急対策

- (1) 情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること。
- (2) 予警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
- (5) 施設及び設備の応急復旧に関すること。
- (6) 清掃、防疫その他の保護衛生措置に関すること。
- (7) 飲料水の供給活動の実施に関すること。
- (8) 水道被災施設の応急対応及び復旧活動の実施に関すること。
- (9) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。
- (10) 緊急輸送の確保に関すること。
- (11) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

3 災害復旧対策

- (1) 被災施設の原形復旧に併せて、再度の災害発生を防止するための、施設の新設及び改良に関すること。
- (2) 被災者の生活確保に関すること。

第2 消防機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
川越地区消防組合	(1) 災害及び二次災害の予防警戒及び防除に関すること。 (2) 人命の救出、救助及び応急救護に関すること。 (3) 消防、水防その他の応急処置に関すること。 (4) 災害時の救助、救急及び情報の伝達に関すること。 (5) 危険物の安全性確保のための指導に関すること。

第3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所	<p>管轄する河川についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。</p> <p>1 災害予防</p> <p>(1) 災害対策の推進に関すること。</p> <p>(2) 危機管理体制の整備に関すること。</p> <p>(3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進に関すること。</p> <p>(4) 防災教育等の実施に関すること。</p> <p>(5) 防災訓練に関すること。</p> <p>(6) 再発防止対策の実施に関すること。</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保に関すること。</p> <p>(2) 活動体制の確保に関すること。</p> <p>(3) 災害発生直後の施設の緊急点検に関すること。</p> <p>(4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関すること。</p> <p>(5) 災害時における応急工事等の実施に関すること。</p> <p>(6) 災害発生時における交通等の確保に関すること。</p> <p>(7) 緊急輸送に関すること。</p> <p>(8) 二次災害の防止対策に関すること。</p> <p>(9) ライフライン施設の応急復旧に関すること。</p> <p>(10) 地方公共団体等への支援に関すること。</p> <p>(11) 被災者・被災事業者に対する措置に関すること。</p> <p>3 災害復旧</p> <p>(1) 災害復旧の実施に関すること。</p> <p>(2) 都市の復興に関すること。</p>
農林水産省 関東農政局	<p>1 災害予防対策</p> <p>(1) ダム・堤防・ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又はその指導に関すること。</p> <p>(2) 農地・農業用施設等を防護するため防災ダム・ため池・湖岸堤防・土砂崩壊防止・農業用河川工作物・たん水防除農地浸水防止等の施設の整備に関すること。</p> <p>2 応急対策</p> <p>(1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。</p> <p>(2) 災害地における種もみ、その他営農資機の確保に関すること。</p> <p>(3) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。</p> <p>(4) 災害時における農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。</p> <p>(5) 土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関すること。</p> <p>(6) 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀並びに乾パンを確保供給すること。</p> <p>3 復旧対策</p> <p>(1) 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地・農業用施設等について必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。</p> <p>(2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京管区気象台 (熊谷地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 2 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。 4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。 5 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行う。 6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。 7 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。

第4 県の機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
埼玉県	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。 (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。 2 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。 (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。 (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。 (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。 (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。 (8) 緊急輸送の確保に関すること。 (9) 前各号のほか、災害防御又は拡大防止のための措置に関すること。
川越比企地域振興センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策組織の整備に関すること。 2 災害情報の収集及び報告に関すること。 3 市町村及び防災関係機関等との連絡調整に関すること。 4 災害現地調査に関すること。 5 災害対策現地報告に関すること。 6 災害応急対策に必要な応援措置に関すること。
東松山県土整備事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集に関すること。 2 降水量及び水位等の観測通報に関すること。 3 洪水予報及び水防警報の伝達に関すること。 4 水防管理団体との連絡調整および指導に関すること。 5 河川、道路及び橋りょう等の災害状況の調査及び応急修理に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
東松山農林振興センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産被害状況の調査及び報告に関すること。 2 主要農作物の種子及び苗の確保に係る連絡調整に関すること。 3 農業災害融資に関すること。 4 農作物病害虫防除対策及び指導に関すること。 5 土地改良施設の災害応急対策に係る指導に関すること。
東松山保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健衛生関係の被害状況の収集に関すること。 2 医療品、衛生材料及び各種資材の調達、あつ旋に関すること。 3 各種消毒に関すること。 4 細菌及び飲料水の水質検査に関すること。 5 そ族昆虫駆除に関すること。 6 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること。 7 災害救助食品の衛生に関すること。 8 被災者の医療助産その他の保健衛生に関すること。
西部福祉事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の収集に関すること。 2 災害救助の実施に関すること。 3 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 4 日赤その他医療関係機関との連絡に関すること。
西部教育事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育関係の被害状況の調査に関すること。 2 公立学校及び施設の災害応急対策及び指導に関すること。 3 応急教育実施の予定場所の指導に関すること。 4 教育実施者の確保に関すること。 5 応急教育の方法及び指導に関すること。 6 教科書及び教材等の配給に関すること。 7 重要文化財の保護に関すること。 8 災害地学校の保健指導に関すること。 9 災害地学校の給食指導に関すること。

第5 警察の機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東松山警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集、伝達及び広報に関すること。 2 警告及び避難誘導に関すること。 3 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。 4 交通の秩序の維持に関すること。 5 犯罪の予防検挙に関すること。 6 行方不明者の検索と検視（見分）に関すること。 7 漂流物等の処理に関すること。 8 その他治安維持に必要な措置に関すること。

第6 陸上自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第32普通科連隊	1 災害派遣の準備 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 (3) 埼玉県地域防災計画に合わせた防災訓練の実施に関すること。 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産の保護のために、緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第7 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 川島郵便局	1 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。 2 被災者に対する郵便葉書の無償交付に関すること。 3 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。 4 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関すること。
東日本電信電話株式会社 埼玉支店	1 電気通信施設の整備に関すること。 2 災害非常通信の調整及び警報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
東京電力株式会社 川越支社	1 災害時における電力供給に関すること。 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
日本赤十字社埼玉県支部	1 災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理(死体の一時保存を除く。)に関すること。 2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整に関すること。 3 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義捐金品の募集、配分に関すること。
東日本高速道路株式会社 関東支社	高速自動車国道(首都圏中央連絡自動車道)に係る 1 災害防止に関すること。 2 被災点検、応急復旧工事等に関すること。 3 災害時における利用者等へのう回路等の情報(案内)提供に関すること。 4 災害復旧工事の施工に関すること。

第8 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
社団法人埼玉県トラック協会小川・松山支部	1 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
川島町土地改良区	1 ため池、樋管、排水機場等の施設の整備と管理に関する事。 2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関する事。 3 たん水の防排除施設の整備と活動に関する事。
武州ガス株式会社	1 災害時におけるガス供給に関する事。 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事。

第9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

1 社団法人比企医師会

- (1) 医療及び助産活動の協力に関する事。
- (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。
- (3) 災害時における医療救護活動の実施に関する事。

2 埼玉中央農業協同組合

- (1) 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事。
- (2) 農作物の災害応急対策の指導に関する事。
- (3) 被災農家に対する融資、あつ旋に関する事。
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつ旋に関する事。
- (5) 農作物の需給調整に関する事。

3 社会福祉法人川島町社会福祉協議会

- (1) 災害時要援護者の支援に関する事。
- (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関する事。
- (3) 生活福祉資金貸し付けの支援に関する事。

4 商工会等商工業関係団体

- (1) 町が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、あつ旋等の協力に関する事。
- (2) 災害時における物価安定についての協力に関する事。
- (3) 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力、あつ旋に関する事。

5 川島町指定水道工事店組合及び川島町指定下水道工事店

- (1) 災害時における飲料水の供給活動の協力に関する事。
- (2) 災害時における上下水道被災施設の応急対策及び復旧活動の協力に関する事。

6 埼玉中部農業共済組合

- (1) 農作物等の被害調査と災害復旧に関する事。
- (2) 家畜等の被害調査に関する事。

7 川島町建設業協会

- (1) 被災住家の修理の協力に関する事。
- (2) 道路障害物等の除去の協力に関する事。
- (3) 災害復旧資機材の確保、協力に関する事。

8 医療機関

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事。
- (2) 被災時の病人等の収容、保護に関する事。

(3) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。

9 社会福祉関係機関

(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。

(2) 災害時における収容者の保護に関すること。

10 金融機関

(1) 被災事業者等に対する資金の融資に関すること。

11 学校法人

(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。

(2) 被災時における教育対策に関すること。

(3) 被災施設の災害復旧に関すること。

12 自治会等

(1) 町が実施する応急対策についての協力に関すること。

13 自主防災組織

(1) 防災に関する知識の普及に関すること。

(2) 地震等に対する災害予防に関すること。

(3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。

(4) 防災訓練の実施に関すること。

(5) 防災用資機材の備蓄に関すること。

第3章 町民、自主防災組織及び事業所等の役割

東日本大震災や阪神・淡路大震災などの大規模地震で得た最も重要な教訓のひとつは、防災活動の基本は、町民一人ひとりが、防災についての知識と行動力を身に付け、「自助：自らの安全は自らが守る」、「共助：共に協力しあい地域を守る」の考え方のもと、すべての災害に対処することが重要である。

町民はこの原点に立って、日ごろから防災についての正しい知識と行動力を身につけ、非常食料の備蓄など自主的に災害に備えるとともに、災害時には防災関係機関の協力と指導の基に可能な限り防災活動に参加し、町民自ら被害の軽減及び拡大防止に努めなければならない。

また、事業所等は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施、非常用食料の備蓄など災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保するとともに、地域の防災活動への積極的な協力を努めなければならない。

第1節 町民の果たす役割

町民が、災害による被害を軽減及び拡大防止するために、「自助」「共助」の概念に基づき、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施が必要となる事項は、次のとおりである。

第1 平常時から実施する事項

- 1 防災に関する知識の修得
- 2 地域内の災害時要援護者の把握
- 3 地域固有の災害特性の理解と認識
- 4 家屋等の耐震性の促進、家具の転倒防止対策
- 5 ブロック塀等の改修及び生垣化
- 6 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
- 7 避難場所、避難路の確認
- 8 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- 9 各種防災訓練への参加
- 10 過去の災害から得られた教訓の伝承

第2 災害発生時に実施すべき事項

- 1 正確な情報の把握及び伝達
- 2 出火防止措置及び初期消火の実施
- 3 家族の安否確認
- 4 適切な避難の実施
- 5 組織的な応急復旧活動への参加と協力

第2節 自主防災組織の果たす役割

自治会等により組織化された自主防災組織が、災害による被害を軽減及び拡大防止するために、「自助」、「共助」の概念に基づき、平常時に実施する事項並びに災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

第1 平常時から実施する事項

- 1 防災に関する知識の普及、啓発
- 2 地域危険個所の把握
- 3 避難場所、避難路の確認
- 4 地域内の災害時要援護者の把握
- 5 消火訓練の実施
- 6 避難誘導訓練の実施
- 7 救援救護訓練の実施
- 8 防災資機材の備蓄、管理

第2 災害発生時に実施すべき事項

- 1 対策本部の設置、運営及び各班との連絡調整
- 2 火災の初期消火と町災害対策本部及び関係機関への連絡
- 3 人員の確認、地域住民の避難誘導
- 4 災害時要援護者の保護、安全確保
- 5 負傷者の救護、医療機関との連携
- 6 避難所開設への協力
- 7 避難所運営への積極的な協力
- 8 被害状況、災害情報の収集・報告・広報
- 9 救援物資の受入、配分
- 10 食料、飲料水の調達、配分
- 11 防災資機材の活用

第3節 事業所等の果たす役割

事業所等が、平常時から実施する事項並びに事業所等が災害発生時に実施が必要となる事項は、次のとおりである。

第1 平常時から実施する事項

- 1 防災責任者の育成
- 2 建築物の耐震化の促進
- 3 施設、設備の安全管理
- 4 防災訓練の実施
- 5 従業員に対する防災知識の普及
- 6 自衛消防隊の結成と防災計画の作成
- 7 事業継続計画（BCP）の策定
- 8 地域防災活動への参加、協力
- 9 防災用資機材の備蓄と管理
- 10 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- 11 広告、外装材等の落下防止

第2 災害発生時に実施すべき事項

- 1 正確な情報の把握及び伝達
- 2 出火防止装置及び初期消火の実施
- 3 従業員、利用者等の避難誘導
- 4 応急救助・救護
- 5 帰宅困難者対策の実施
- 6 地域活動への支援
- 7 ボランティア活動への支援

第4章 川島町の防災環境

第1節 川島町の概況

第1 自然的条件

1 位置及び面積

北緯36° 00' 00" 統計139° 30' 55" 海拔14.5m
面積41.72km² 東西 11km 南北 8km

2 人口及び世帯数（平成22年国勢調査）

人口 22,147人（男 11,154人 女 10,993人）
世帯数 7,112世帯

3 地勢

本町は、関東平野の中央部、埼玉県ほぼ中央部に位置し、周囲を河川に囲まれた平坦地である。本町の境界は、北は市野川を境として東松山市及び吉見町に接し、東は荒川を境として北本市・桶川市及び上尾市に接している。南は入間川を境として川越市に接し、西は越辺川を境として坂戸市に接している。地層は、第4紀層沖積土をもって形成され、一望平坦地であり西部の中山地区より東部の出丸地区まで1/1000程度の緩慢な勾配が続いている。

町の西部に旧国道254号及び国道254号、中央部に首都圏中央連絡自動車道及び県道平沼中老袋線、鴻巣川島線、北部に県道日高川島線、そして、東部には県道川越栗橋線が縦横断しており、周辺都市との連絡道路及び住民の生活道路としての役割を果たしている。

本町は、首都圏45kmという恵まれた立地ながら、交通はJR高崎線と東武東上線を連絡する路線バス及び町内を巡回するバスによるほかは、自主的な交通手段に頼るしかないのが現状である。しかし、近年では交通網の整備により、生活の利便性は確保されており、特に、川島インターチェンジの開通とインター周辺地区の開発により、町を取り巻く状況は大きく変化してきており、防災上からも新たな対応が必要になると思われる。

第2節 災害履歴

川島町はその名の表すとおり、川に囲まれた町であるため、往古より洪水にたびたび苦しめられてきた。現在、残っている資料によっても、周囲の堤防で決壊したところのない場所を探すのは難しいほどである。最近では、河川改修が進んできてはいるが、災害といえば、第一に洪水による災害のことを考えなければならないといえる。

次に、このような立地であるために、地盤が軟弱で、地震に弱いということが挙げられる。過去の地震時の被害をみても、県内の他の市町村と比較して、人口規模を考慮すると被害を被る率が高くなっている。

その他の災害としては、人口流入の増加による住宅等の密集化により、火災が発生した場合に延焼の危険が増大してきている。

第1 地震災害

(1) 関東大震災（埼玉県全体の記録及び埼玉縣市町村誌より抜粋）

日時・規模・発生場所等	川島町の被害状況
1923年（大正12年9月1日） 規模 M7.9 震源地 相模湾 被災地域 東京・神奈川・静岡・千葉・山梨・茨城・埼玉 死者 99,331名 行方不明者 43,476名 負傷者 103,733名 家屋全壊 128,266戸 〃 焼失 447,128戸 〃 流失 868戸 〃 半壊 126,233戸 旧東京市、横浜市及び横須賀市の大部分が焼失	中山 全壊 53戸 半壊 53戸 死傷者 1名 伊草 全壊 158戸 半壊 83戸 死傷者 2名 三保谷 全壊 28戸 半壊 78戸 死傷者 3名 出丸 全壊 77戸 半壊 51戸 死傷者 2名 八ッ保 全壊 38戸 半壊 38戸 小見野 全壊 5戸 半壊 50戸

(2) 西埼玉地震（埼玉県全体の記録及び埼玉縣市町村誌より抜粋）

日時・規模・発生場所等	川島町の被害状況
1931年（昭和6年9月21日） 規模 M6.9 震源地 埼玉県小川町付近 被災地域 埼玉・茨城・群馬 死者 16名（家屋の圧死が多い） 負傷者 146名 住家全壊 76戸 〃 半壊 124戸 非住宅全壊 131戸 〃 半壊 161戸	中山 全壊 1戸 半壊 2戸 破損 21戸 伊草 破損 353戸 出丸 破損 3戸 八ッ保 破損 9戸 小見野 全壊 1戸 破損 15戸 死傷者 1名

(3) 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)

日時・規模・発生場所等		川島町の被害状況
発生日時	2011年(平成23年3月11日)14時46分	町震度計:5.0(階級震度:5強) 人的被害なし 被害の多くは、住宅の屋根瓦の一部破損 中山 一部破損 156戸 伊草 一部破損 36戸 三保谷 一部破損 50戸 出丸 一部破損 25戸 八ッ保 一部破損 52戸 小見野 一部破損 89戸 合計408戸 その他 63件(ブロック塀の倒壊、物置外壁の亀裂及び剥離等) 鳥羽井沼の駐車場の一部で液状化、護岸の一部崩落
規模	モーメントマグニチュード9.0	
最大震度	7(宮城県栗原市)	
震源位置	三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度)	
震源の深さ	24km	
津波最大波	9.3m以上(福島県相馬) ※データ入手できない期間があり、さらに高い可能性がある。	
死者	15,870人	
行方不明者	2,814人	
負傷者	6,114人	
家屋全壊	129,423戸	
半壊	265,171戸	
一部破損	726,849戸	
(H24.8.8現在 警察庁広報資料より抜粋)		

第2 風水害

西暦	年代	河川名	被害地名	被害状況
1874	明治8年 7月12日	荒川	出丸下郷	堤8間決、五六橋樋管流失、停滞7日水深7尺、床上浸水130戸(2寸~2尺)床下浸水400戸
1878	明治11年 9月15日	越辺川 市野川	三保谷村 八ッ保村 小見野村 戸守村	不詳 堤8間余破壊、民家流失1戸、床上浸水120戸、床下浸水500戸
1884	明治17年 9月0	越辺川	八ッ保 三保谷 小見野 長楽	長楽村地内堤20間破壊、浸水8日、水深10尺に及ぶ床上浸水417戸(2寸~4尺)床下浸水574戸
1885	明治17年 7月1日	越辺川	吹塚 三保谷 八ッ保 小見野	吹塚村地内堤37間破潰、浸水9日、水深11尺、床上浸水511戸(2寸~5尺)床下浸水不詳、押堀約2町
1886	明治19年	越辺川	中山村	堤防2ヵ所47間破潰したり
1890	明治23年 8月22日 ~23日 30日		長楽 伊草 下小見野 出丸	浸水1戸 浸水1戸 浸水1戸 浸水10戸余り } 死者3人 田畑1,349町余 (含む東松山市)
1892	明治25年 5月26日	入間川	小見野村 八ッ保村 三保谷村	最高水位1尺5寸 最高水位2尺5寸 最高水位2尺5寸、寺田堤流失

西暦	年代	河川名	被害地名	被害状況
1898	明治31年 9月7日		中山 伊草 三保谷 出丸 八ッ保 小見野	浸水38戸 田畑 39町 浸水 2戸 浸水 5戸 田畑 5町 浸水43戸 田畑 10町 浸水 3戸 浸水39戸 田畑 15町
1907	明治40年 8月00	荒川 市ノ川	小見野村 中山村	鳥羽井樋管の下堤防50間余決潰 山王大門の堤2カ所50間決潰、八ッ保村、伊草村三保谷村、大多数は床上浸水、種穀料救助を受ける。
1910	明治43年 8月1日 ～11日	荒川 入間川 越辺川	川島領 中山 伊草 三保谷 出丸 八ッ保 小見野	堤防総越水、小見野村地内に数ヶ所の決潰及び欠崩れ、川島領全領泥海と化す 被害560戸 田畑486町4反 堤防決壊6件 堤防破壊7件 被害343戸 田畑422町2反 堤防決壊4件 堤防破壊12件 被害406戸 田畑556町 堤防決壊1件 堤防破壊1件 被害405戸 田畑625町1反 堤防決壊11件 堤防破壊1件 被害410戸 田畑547町7反 堤防決壊1件 被害470戸 田畑701町 堤防決壊3件 堤防破壊1件
1947	昭和22年 9月14日 ～15日 カスリーン 台風		中山 伊草 三保谷 出丸 八ッ保 小見野	浸水119戸 田畑14町8反 浸水170戸 田畑11町6反 浸水280戸 田畑13町8反 釘無40m破堤 浸水195戸 田畑11町1反 曲師40m破堤 浸水59戸 田畑13町5反 浸水8戸 田畑13町2反
1949	昭和24年 8月30日 9月1日 キティ 台風		出丸 八ッ保 小見野	桑畑に被害 桑畑に被害 桑畑に被害
1953	昭和28年 9月23日 ～25日 台風第13号		中山	浸水 2戸
1966	昭和41年 6月27日 ～28日 台風第4号			浸水191戸 田畑2,800ha
1966	昭和41年 9月24日 ～25日 台風第26号			風による家屋破壊1,755戸 死傷者14人 田畑冠水1,846.6ha
1979	昭和54年 9月19日 台風第20号			風による人的被害 軽傷1名 住宅被害94棟 非住宅被害140棟 田畑冠水85ha 橋梁冠水 2カ所

西暦	年代	雨量	被害状況
1982	昭和57年 8月1日 ～2日 台風第10号	総雨量 (7/31～8/2) 156.5 mm 日最大 76.0 mm	住宅被害 (風破損) 27棟 田畑冠水 94棟 橋梁冠水 2箇所 鳥羽井樋管の洗掘箇所に表蓆張りを施す
1982	昭和57年 9月11日 ～12日 台風第18号	総雨量 (9/10～9/12) 329.5 mm 日最大 204.5 mm	床上浸水 1棟 床下浸水 110棟 田畑冠水 260.4ha 堤防被害 東大塚 288 地先堤防外側 陥没 2箇所 3.3 m ² 鳥羽井沼北 100m 外側崩れ 長さ 32m 天端幅 3m 外側崩れ 長さ 25m 天端幅 1m 鳥羽井樋管内側 崩れ 2 m ² 上伊草金乗院脇内側崩れ 2 m ² 五徳縫い 2箇所施す 下伊草 125 地先堤防内側 浸水 五徳縫い 1箇所施す 下伊草 東福院内側 浸水 五徳縫い 5箇所施す 下伊草 175 地先堤防内側 浸水 五徳縫い 3箇所施す 下伊草 182 地先堤防内側 浸水 五徳縫い 1箇所施す 釘無 155 地先前浸水表面亀裂 長さ 20m 幅 15m 月の輪 2箇所、表蓆張り シート 9枚 人的被害 軽傷 1名 住宅被害 94棟
1987	昭和62年 8月18日 集中豪雨	総雨量 102.5 mm 2時間程度で 81.5 mm	床下浸水 2棟 出丸白山神社上流内側付近法面崩れ
1988	昭和63年 8月10日 竜巻災害		竜巻による負傷者 2名 家屋半壊 2棟 軽微な損傷 14棟 一部破損 42棟 八幡5丁目が発生したと考えられ、吹塚新田、南戸守、北戸守、正直に被害
1995	平成7年 8月5日 突風災害		風による住家被害 52棟 釘無、下貉が発生したと考えられ、釘無、下貉に被害
1998	平成10年 8月27日 ～31日 集中豪雨	総雨量 346.5 mm 日最大 194.5 mm	床下浸水 3棟 田畑冠水 51ha 市野川の増水により神明堰の右岸側底水護岸が、幅 50m、延長 150mに渡り洗掘、崩壊
1999	平成11年 8月13日 ～16日 集中豪雨	総雨量 229.0 mm 日最大 175.0 mm	床下浸水 4棟 田畑冠水 475.8ha 新江川が増水し、友田橋付近堤防が 20 cm越水